

第24期第21回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年4月8日(金)午前10時から午前10時50分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 相原和彦、井口哲哉、石手啓夫、尾崎賀一、木村隆昭、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、西貝孝之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計12名
- 4 欠席委員 井之口喜實夫、榎本重恭、加藤和雄、半田保之 計4名
- 5 議 案
 - (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について(第1・2号)
 - (2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第3～8号)
 - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について (第9号)
 - (4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第10号)
- 6 協 議
 - (1) 令和4年度練馬区農業委員会活動計画(案)について
 - (2) 令和4年度農業者年金加入推進活動計画(案)について
- 7 報 告
 - (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (2) 練馬区農業委員会後援名義等使用承認について
 - (3) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第22回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

農業委員会事務局職員について、事務局から紹介があります。

事 務 局 (事務局職員紹介)

ただいまの出席委員数は12名、欠席委員数は4名、欠席の届け出のあった委員は井之口喜實夫、榎本重恭、加藤和雄、半田保之です。

総会の会議は在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、田中大代委員と増田義二委員にお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。

令和4年3月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、申請地などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、井口哲哉委員をお願いします。

井 口 哲 哉 委 員 3月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらは野菜農家で、ハウスが1棟建っています。

露地にはジャガイモやタマネギ、ホウレンソウなどが栽培してありました。ハウスでは、これからトウモロコシを植える予定とのこと

です。境界についても確認しました。販売は自宅前直売と、JA直売所、マルシェとのことです。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和4年3月10日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、申請地などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、宮本兼一委員お願いします。

宮本兼一委員 3月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらはキャベツと直売用の野菜を中心に栽培している農家です。(1)の畑には、キャベツを作付け予定とのことでした。(2)(3)の畑には、キャベツや葉物野菜などを栽培しており、(4)の畑には、葉物野菜のほか、若干植木が植わっていました。(5)の畑には、キャベツを作付け予定とのこと。畑の下には防火水槽があり、地上部にマンホールがありますが、納税猶予の適用地とし

て申請するとのことでした。

境界についても全て確認しました。現在、境界部分に物置が置いてありましたが、今後撤去するとのことですので、よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願ひします。

瀧島規秀委員 防火水槽は、個人で設置されたのですか。

宮本兼一委員 消防からの依頼で設置したとのことでした。

西貝孝之会長 ほかに何かありますか。

石手啓夫委員 過去に、石や鉄板などの移動させられるものであったとしても、分筆するようにと指導されることがありました。今回のような公的に設置されたものは問題ないとするのかどうか、わかりづらひです。指導する立場としても、その基準を教えてもらわないといけなひと思います。

事務局 税務署の判断基準については、詳細なものを提供してもらうことは困難です。今回のように公共性の高いものの取扱いについて、何かわかりましたら、ご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

西貝孝之会長 ほかに何かありますか。

田中大代委員 税務署に指摘された場合には、撤去すればいいわけですね。同じようなケースで、消防署に相談したら、消防署の費用負担で撤去してくれたという事例があります。

西 貝 孝 之 会 長 ほかに何かありますか。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。
令和4年3月11日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。
【相続人、特例農地等の所在などについて説明】
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相 原 和 彦 委 員 3月11日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
畑には春夏野菜の準備を進めている状態で、一部ブロッコリーの収穫後が残っておりました。境界についても全て確認しました。
JA直売所に出荷しているとのことでした。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

西貝孝之会長 つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和3年3月11日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員 3月11日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑にはキャベツ、ダイコン、ホウレンソウなどが作付けされていました。残りの畑には、夏野菜の準備を終えている様子でした。

境界は、一昨年に2回にわたって調査し確認しておりますので、今回は特に確認しませんでした。全体的に畑は綺麗に管理されており、特に問題はないと思います。

申請者から、ご高齢だということで、畑の賃借についてご質問がありました。事務局の方から丁寧にご説明していただきました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和4年3月11日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員 3月11日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑にはミカン苗が26本とレモン苗が6本植えられており、これから収穫を目指すとのことでした。残りの畑にも同一の果樹を増やす予定で準備を進めていました。畑の東西には高木が数本植えられていました。また農具庫と小さなハウスが1棟ずつありました。

境界についても確認しました。

畑の北側にアスファルトの道路が通っており、3年前もこの状態であったとの説明を受けました。事務局から、相続の際には納税猶予の適用地から外していただくことになると思いますという旨の説明をしてもらいました。こちらは、明らかな3メートル道路で、この状態がいいのかどうなのかを含めて、ご審議をいただければと思います。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

事務局 一般的には、生産緑地に舗装された道路は指定できません。実態と

して畑の一部に舗装された道路が通っている場合に、事務局としては、税務署から指摘があれば撤去するようにご案内するにとどめているという現状です。

西貝孝之会長 ほかに何かありますか。

石手啓夫委員 税務署から指摘があつて生産緑地から外した場合には、税金の取扱いはどのようなになるのですか。

事務局 税務署が事実確認をしてから、税金の取扱いが変更されると思われ
ます。

西貝孝之会長 ほかに何かありますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願い
します。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。

令和4年3月18日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので
証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、田中大代委員お願いします。

田 中 大 代 委 員 3月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
畑の北側には柑橘類が植わっていました。ハウスが5棟あり、うち1棟に柑橘類を、1棟にキヌサヤなどの豆類を作付けし、残りの3棟で夏野菜に向けてトマトなどを植えるとのことでした。また北側にもハウスには農機具が収容されており、下が土のままですので問題ないと思います。露地では、夏野菜を順次作付けていくとのことでした。出荷先は、JA直売所と自宅前の自販機で販売しているとのことでした。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和4年3月18日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、田中大代委員お願いします。

田中大代委員 3月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)の畑には、ジャガイモが作付けされており、あとは夏野菜に向けて順次作付していくとのことでした。(2)から(4)の畑には、ウドを掘って、ウド櫃に伏せ込んだところとのことでした。こちらの畑に関しても、順次トウモロコシ等の夏野菜を作付するとのことでした。販売先は、JA直売所と給食、スーパーなどに出荷しているとのことでした。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和4年3月25日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧島規秀委員 3月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑には、ビワやイチジクのほか、メインにクリが50本ほ

ど植わっておりました。この白く抜けているところはお墓でございます。(3)から(7)の畑には、ブドウが10本植わっており、東側にはカキが12本、ユズやシブガキが植わっており、今後カキを20本ほどジョイント栽培するとのことです。

今後は、(8)の畑にはエダマメやトウガン、ジャガイモなどを、(9)の畑にはサトイモやカボチャを、(10)の畑にはビワが1本と、オクラやネギ、ナスなどを植えるとのことです。販売先は主にJA直売所で、ブドウは自宅などで売っているとのことです。

夏から秋にかけての農地パトロールでは、特に(1)(2)の畑について管理不適切としたことがありますが、調査時は下草も綺麗に刈られており、かなり改善していました。境界についても確認しました。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。

令和4年4月4日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、木村隆昭委員お願いします。

木 村 隆 昭 委 員 4月4日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑には、カキやミカン、カボスなどが植えてありました。

下草が多少生えているところがありましたが、ほとんど綺麗な状態でした。販売はほとんどしておらず、自家消費とボランティアの方に差し上げているとのことでした。(2)(3)の畑は貸付けを行っており、体験農園という形になっております。区画数は113です。こちらの畑は全て綺麗になっておりました。(4)の畑には、ネギやキヌサヤ、夏野菜を植えていくとのことでした。販売はしておらず、自家消費とのことでした。(5)の畑にはネギが植えられてありました。(6)から(8)は一部を除き貸付けを行っており、西側はトウモロコシ迷路などのイベント用に使っているとのことでした。現在はトウモロコシの種をまいたところで、今後ダイコンを植えるとのことでした。東側は特別支援学校に貸しており、キヌサヤやジャガイモネギなどが植えてありました。今後は夏野菜を植えていくとのことでした。収穫した野菜は、この学校で消費をしたり、学校前で販売をしたりするとのことでした。

(9)の畑は、以前はカキの木が植わっていましたが、現在は作付けがされていません。いずれは、借りていただければとのことでした。

(10)(11)の畑には、北側にレモンが、中央に竹が、中央の東側にレモンが、南側にカキが植わっていました。レモンは植えて1年のため、ほとんど収穫ができていないとのことでした。

カキは植えてから4、5年は経つため、多少は収穫できており、ボランティアの方に差し上げたり、自販機に入れたりするとのことでした。タケノコも自販機に入れて販売をしているとのことでした。(12)

の畑は、全面にカキが植わってありました。多少下草が生えていましたが、これから暖かくなってくるので気をつけてくださいとお伝えしました。販売は、自販機または自家消費とのことです。全て境界についても確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願ひします。

事 務 局 資料に訂正があります。1の相続人が申請者の誤りです。お詫びして訂正いたします。

西 貝 孝 之 会 長 ほかに何かありますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

事 務 局 つぎに20ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願ひします。

議案第10号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和4年3月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、瀧島規秀委員お願ひします。

瀧 島 規 秀 委 員 3月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑の南側には、ブロッコリーやキャベツ、ネギが、中央にはサトイモやセレベス、エビイモが、北側にはエダマメやネギ、ハウレンソウなどが植わっていました。接道する南西の角に、パイプで組まれた農業資材置き場がありました。販売は庭先直売とのこと。境界についてもすべて確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。協議事項です。事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 「令和4年度の練馬区農業委員会活動計画の案について」です。

こちらは前回の農業委員会協議会でお諮りしたものです。協議会後に、特にご意見等はありませんでしたので、内容の変更はない形で出しております。

1 基本方針、2 重点活動内容、3 その他の活動という構成になっております。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願ひします。

つぎに24ページです。協議事項です。事務局から説明をお願ひします。

事務局 「令和4年度農業者年金加入推進活動計画の案について」です。
本件は農業者年金の加入推進にあたり、例年作成しているものです。
加入推進目標を新規加入者3名とし、対象となりうる農業者に制度
を広く周知することを第一に、引き続き加入推進に取り組むものと
させていただきました。事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに26ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
す。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」で
す。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知に
ついて依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は1件です。

【物件地番・地積、申請者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに28ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
す。

事務局 「練馬区農業委員会後援名義等使用承認について」です。

令和4年3月30日付けで、東京あおば農業協同組合代表理事組合長から申請のあった練馬区農業委員会後援名義等の使用について、使用承認取扱要綱に基づき農業委員会事務局長の専決により承認を行ったため、報告するものです。

【名義の種類、事業主体などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに30ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和4年3月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。次第4 その他です。事務局から何かありますか。

西 貝 孝 之 会 長 特にございません。

委員の皆様から何かありますか。

(発言なし)

それでは以上で、第21回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人